

卒業の認定に関する方針

● 認定方針

農林業の構造変化や変貌する農林業情勢に対応し、静岡県農林業の特質を踏まえて、幅広い専門的な知識・技術と経営能力を有する、優れた農林業後継者及び農山村地域の振興に貢献する指導者を養成するため、次に掲げる資質・能力を身につけ、所定の単位を修得した者に専門士を授与する。

- ・ 社会人としての豊かな教養及び産業人としての広い視野と社会変化に柔軟に対応できる能力
- ・ 農林業従事者及び農林業指導者、技術者として共通に必要な農業及び林業の、基礎的及び専門的な知識と技術

● 進級及び卒業認定に係る取組

校長は、定められた科目を履修し、進級及び卒業に必要な単位（単位時間）数を修得した学生に対し、運営会議の議を経て認定する。

進級に必要な単位（単位時間）数

： 1 学年に履修すべき 35 単位（1260 単位時間）のうち、必須科目を含む 33 単位（1188 単位時間）以上。

卒業に必要な単位（単位時間）数

： 2 学年に履修すべき 36 単位（1296 単位時間）のうち、必須科目を含む 34 単位（1224 単位時間）以上、かつ、1 学年から通算して修得した単位数の合計が、67 単位（2412 単位時間）以上。